

原議保存期間	1年(平成27年3月31日まで)
有効期間	二種(平成26年12月6日まで)

警視庁交通部長
各道府県警察本部長 殿
(参考送付先)
各管区警察局広域調整担当部長

警察庁丁規発第80号
平成25年12月6日
警察庁交通局交通規制課長

通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組の推進について
(通達)

通学路における交通安全の確保に向けた取組については、「通学路の交通安全の確保に向けた対策の推進について」(平成25年5月31日付け警察庁丁規発第37号)により各都道府県警察に指示しているところ、今般、文部科学省、交通省及び警察庁の三省庁においては、別紙のとおり、それぞれの地域における取組を着実かつ効果的に実施するために必要と考える基本的な進め方をとりまとめ、地方自治体等に通知し、引き続き通学路の交通安全の確保に取り組むこととした。

各都道府県警察にあっては、別紙の趣旨を踏まえるとともに、下記の点に留意し、今後、それぞれの地域において、関係機関・団体等と連携の上、通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組を推進されたい。

記

1 趣旨

今般、三省庁の連名により発出する通知は、推進体制の構築や継続的な取組を推進するために必要と考えられる基本的な進め方を地方自治体等に示すことにより、従来の取組方針を今後も継続して、それぞれの地域において実情に応じた通学路の交通安全対策を着実かつ効果的に進めようとするものである。

2 推進上の留意事項

(1) 推進体制等への参画

今般の通知を受け、いまだ推進体制が構築されていない地域においては、市区町村等の単位を基本とした協議会等の推進体制が設立されることや、既に推進体制が構築されている地域においては、新たに基本的方針を策定することが考えられる。

したがって、市区町村等から所轄警察署に対して協議会等への参画や基本的方針の策定に関して参画を求められた場合には、警察本部に報告させ、管内の警察署の対応の斉一性を確保するために必要な指示を行った上で、参画させること。

(2) 基本的方針の策定

ア 合同点検の実施方針

上記(1)で構築された推進体制では、合同点検の実施時期、体制、実施方法等が検討されることとなるので、これまでの交通安全総点検や昨年の緊急合同点検等で得た知見等を踏まえ、効率的・効果的な合同点検が実施されるよう必要な意見を述べさせること。

イ 点検から対策の改善・充実までの流れ

昨年の緊急合同点検は、合同点検の実施、点検結果を踏まえた対策案の検討、対策の実施という流れで進められたが、今般の通知では、通学路の安全性を向上させるため、「合同点検の実施・対策の検討」、「対策の実施」、「対策効果の把握」、「その結果を踏まえた対策の改善・充実」を一連のサイクルとして繰り返すPDCAサイクルで実施することを基本的な進め方として示している。

このうち、「対策の検討」に当たっては、都道府県警察が実施する交通安全施設等整備事業等と関連するものも多いことから、所轄警察署から警察本部に対して協議会等で検討されている対策案を報告させ、警察本部と所轄警察署で対策案の実施の可否について検討した上で、協議会等に対して意見を述べさせるなど、対策が円滑に実施されるよう、所要の調整を行うこと。

また、「対策効果の把握」については、手法としてアンケートや対策実施箇所に対する効果検証等を実施することが予想されるが、交通事故の発生状況等効果検証に必要な資料で提供が可能なものについては、積極的に情報提供を行うこと。

なお、検証する項目及び検証の方法等については、関係者と十分に協議させること。

(3) 公表等

基本的方針が策定された際には、地域住民や道路利用者等の理解を得るため、市区町村のホームページや広報誌等を活用して情報発信を行うこととされているので、都道府県警察においても、可能な限りホームページや各種広報媒体等を活用した情報発信を行うよう努めること。

平成25年12月6日
文部科学省
国土交通省
警察庁

通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組の推進について

これまで、通学路における交通安全の確保については、緊急合同点検を実施し、その結果を受けた対策を推進するとともに、平成25年5月31日には文部科学省、国土交通省、警察庁による今後の取組に関する通知を発出したところであり、緊急合同点検に基づく対策の実施後においても、各地域において定期的な合同点検の実施や対策の改善・充実等の取組を継続して推進することが重要である。

そこで、その取組を着実かつ効果的に実施するために必要と考える基本的な進め方を下記のとおり文部科学省、国土交通省、警察庁でとりまとめたので、地方自治体等に通知した上で、引き続き通学路の交通安全の確保に取り組むこととする。

記

1. 推進体制の構築

地域ごとに通学路の交通安全の確保に向けた取組の基本的方針を策定するとともに、策定した基本的方針に基づく取組を継続して推進するため、関係者で構成し、定期的に関催する協議会を設置する等推進体制を構築する。

推進体制の構成は、通学路における安全対策の関係機関となる、教育委員会、学校、PTA、警察、道路管理者を含めることを基本とし、必要に応じて自治会代表者や学識経験者等を加える。推進体制については、市区町村単位で構成することが望ましい。

なお、緊急合同点検時に構築した体制等既存組織がある場合は、これを活用する。

2. 基本的方針の策定

1で構築した推進体制においては、各地域の実情を踏まえた合同点検や対策の改善・充実等の取組を着実かつ効果的に実施するため、緊急合同点検の枠組みを活用する他、以下の内容を含む取組の基本的方針を策定する。

(1) 合同点検の実施方針

合同点検の実施時期、合同点検の体制、合同点検の実施方法等を定める。

合同点検の実施時期については、緊急合同点検の実施状況や周辺環境の変化等を踏ま

え、毎年実施や複数年ごとの実施等、地域の実情に応じて適切に設定する。合同点検の体制は、緊急合同点検と同様に教育委員会、学校、保護者、警察、道路管理者を含む体制とすることを基本とする。

なお、点検の実施に当たっては、通学路の変更箇所や周辺環境に変化のあった範囲を対象とすることの他、地域の実情に応じて、積雪時の危険箇所や自転車通学と輻輳する箇所を重点的に点検すること等、効率的・効果的な方法を検討することが望ましい。

(2) 通学路安全確保のためのPDCAサイクルの実施方針

合同点検の実施・対策の検討、対策の実施、対策効果の把握、その結果を踏まえた対策の改善・充実を一連のサイクルとして繰り返し実施すること（PDCAサイクル）が継続的な安全性向上のために必要であることから、これらを取組の基本的な考え方として定める。

なお、対策の検討、対策の実施、対策効果の把握については、関係者間で連携・協議の上行う。

3. 公表等

(1) 基本の方針の公表

基本の方針を策定した際には、地域住民、道路利用者等の協力を得るため、推進体制の構成及び基本の方針をまとめたものを、市区町村のホームページや広報誌等を活用して、適切に情報発信する。

なお、基本の方針の名称については、全国で統一されていることが望ましいと考えることから、「(市区町村)通学路交通安全プログラム」とすることを推奨する。ただし、既に地域で同様の基本の方針を定めており、独自の名称がある場合はこの限りではない。

(2) 対策箇所図、対策一覧表の作成・公表

合同点検によって抽出した対策必要箇所について、関係機関で認識を共有するため、対策箇所図及び対策一覧表を作成し、公表する。